

よくある質問と回答

質問 1. 知的財産権税関保護とは？

回答：知的財産権税関保護とは、税関が国の法律法規の規定に基づき、輸出入貨物に係る知的財産権について講じる保護措置のことを指し、「知的財産権辺境保護」とも呼ばれる。

「中華人民共和国知的財産権税関保護条例」の規定によると、税関が実施可能な知的財産権保護措置には、申請により権利侵害被疑貨物を差し押さること、届け出られた知的財産権を侵害する疑いのある貨物を差押え、かつ摘発すること、権利侵害貨物を輸出入した当事者に対して行政処罰を与えること、法により犯罪の疑いのある案件を公安機関に移送すること等が含まれる。

質問 2：税関が知的財産権保護を実施する法的根拠は？

回答：

(1) 「中華人民共和国税関法」

「税関法」第 44 条に、「税関は、法律、行政法規の規定により、出入国貨物に関連する知的財産権の保護を実施する。」と規定している。

「税関法」第 91 条に、「本法の規定に違反し、中華人民共和国の法律、行政法規が保護する知的財産権を侵害する貨物を輸出入した場合、税関は法により権利侵害貨物を没収し、併せて過料に処する。犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。」と規定している。

(2) 「中華人民共和国知的財産権税関保護条例」

「知的財産権税関保護条例」第 3 条に、「税関は、関連法律及び本条例の規定に基づき、知的財産権の保護を実施し、『中華人民共和国税関法』に規定する権力を行使する。」と規定している。

(3) その他の知的財産権関連法律法規

税関は、知的財産権の権利者が提出した権利侵害被疑貨物の差押申請を受けた場合、知的財産権税関保護の届出を処理する場合、及び輸出入貨物が権利侵害を構成するかどうかを認定する場合のいずれにおいても、関連する知的財産権法律または行政法規

によらなければならない。関連する知的財産権法律または行政法規には、主に「中華人民共和国商標法」、「中華人民共和国著作権法」、「中華人民共和国専利法」、「オリンピック標識保護条例」、「世界博覧会標識保護条例」及び関連する実施細則等が含まれる。

質問 3. 税関知的財産権保護の対象にはどんなものが含まれるか？

回答：「知的財産権税関保護条例」の第 2 条、「オリンピック標識保護条例」の第 12 条及び「世界博覧会標識保護条例」の第 12 条の規定によると、我が国の税関が保護する知的財産権には、商標専用権、著作権及び著作権に関連する権利、専利権及びオリンピック標識専用権、世界博覧会標識専用権が含まれる。

質問 4. 知的財産権税関保護届出の役割は？

回答：知的財産権保護届出は、企業の出入国における知的財産権の有効保護に重要な役割を有し、主に以下の面に表される。

一、税関が能動的に保護措置を取る前提条件である。

「知的財産権税関保護条例」の第 16 条の規定によると、知的財産権が既に税関総署に届け出られた場合に限って、税関は能動的に発見した権利侵害被疑貨物の輸出入状況を知的財産権の権利者に通知する。また、「知的財産権税関保護条例」の第 20 条の規定によると、税関は、税関総署に届け出られた知的財産権を侵害する疑いのある貨物のみに対し、摘発する権限を有する。

二、税関による権利侵害被疑貨物に対する発見、摘発に有益である。

法執行の実践から見れば、税関による輸出入貨物への日常的監督・管理は、現在権利侵害貨物を発見する主なルートである。知的財産権の権利者が知的財産権届出を行ったことにより、税関は能動的保護の手続を開始することができ、かつ税関による貨物への日常的監督・管理の過程において、速やかに権利侵害被疑貨物を発見することもできるようになる。

三、権利侵害行為の発生を減少させる。

知的財産権届出の情報が社会に向けて開放されるため、知的財産権の権利者が届出を行うことにより、権利侵害貨物を侵害する企業に対して警告力と抑止力を発揮することができ、なお、OEM 企業に対し、権利侵害に当たらないように知的財産権状況を

リサーチする有効なルートを提供した。

質問 5. どのような知的財産権を税関総署に届け出ることができるか？

回答：税関総署に届け出ることのできる知的財産権は、下記の二つの条件に合致しなければならない。

(1) 中国法律に保護されている。

届け出ることのできる知的財産権は、まず中国法律、行政法規に保護されるものでなければならない。一部の輸出貨物に使用された知的財産権は、輸入国では法的保護を受けているが、中国法律に保護されていない場合は、税関総署で届け出ることができない。

(2) 商標専用権、著作権及び著作権に関連する権利、専利権に限定される。

これは「知的財産権税関保護条例」の第2条に規定された保護範囲である。オリンピック標識専用権、世界博覧会標識専用権については、既に税関総署で届出申請が行われた。その他の知的財産権は、税関総署で届出申請を行なうことができない。

質問 6. どのように税関総署に知的財産権保護届出を申請するか？

回答：知的財産権税関保護届出を行う場合、まず、「知的財産権税関保護システム」のインターネットサイト(アドレス:<http://202.127.48.145:8888/>)にアクセスし、下記ステップに従い操作する必要がある。

ステップ 1 システムユーザーとして登録

知的財産権税関保護届出を申請する場合、「知的財産権税関保護システム」を通じて提出しなければならない。従って、届出申請者は、届出申請を提出する前に、まずシステムユーザー登録をしなければならない。システムユーザーは、知的財産権の権利者の名義で登録しなければならない。必須のユーザー情報を記入した上で、システムIDとパスワードを取得することができる。

ステップ 2 届出申請データの記入・提出

登録ユーザーは、届出申請システムにログインした後、「新しい届出を申請する」ウィンドウ内に、届出申請表に記入し、かつ関連材料をアップデートし、内容を完全に記入した上で提出する。

ステップ 3 税関総署による届出申請の審査・承認

届出申請が提出された日から 30 営業日以内に、税関総署は当該届出申請を承認または拒否する決定を下す。

税関総署が届出申請を承認または拒否する場合、申請者に対し書面通知を出さなければならない。拒否された届出申請に対して、届出申請者は拒絶理由に基づき修正してから再提出することができる。

質問 7. 知的財産権税関保護届出を申請する場合、どのような資料が必要とされているか？

回答：

1. ユーザー登録に必要な資料を PDF 化する。それには、権利者の身分証明資料、権利者身分証明資料の中国語訳、委任状、代理人の身分証明資料が含まれる。

2. 届出申請資料を PDF 化する。詳細は下記の通りである。

A. 商標類

- 1) 商標登録証または商標登録証明
- 2) 商標譲渡証明
- 3) 商標変更証明
- 4) 商標更新証明
- 5) 商標標識図面

B. 著作権類

- 1) 著作権登記証明と著作権登録部門に認証された作品の写真（海外に登録された場合、中国語訳を添付する）
- 2) その他の著作権証明資料

C. 発明専利類

- 1) 発明専利証書
- 2) 専利登記簿副本（専利出願日から届出申請日まで 1 年間を超えた場合または専利登記事項が変更された場合、提供しなければならない）

D. 実用新案専利類

- 1) 実用新案専利証書
- 2) 専利登記簿副本（専利出願日から届出申請日まで 1 年間を超えた場合または専利登記事項が変更された場合、提供しなければならない）

3) 専利検索報告（専利出願日または専利優先日は2009年10月1日以前（当日を含まない）の場合、提供しなければならない）

4) 専利権評価報告（専利出願日または専利優先日は2009年10月1日以後（当日を含む）の場合、提供しなければならない）

E. 意匠専利類

1) 意匠専利証書

2) 専利登記簿副本（専利出願日から届出申請日まで1年間を超えた場合または専利登記事項が変更された場合、提供しなければならない）

3) 専利権評価報告（専利出願日または専利優先日は2009年10月1日以後（当日を含む）の場合、提供しなければならない。2009年10月1日以前の場合、提供する必要がない）

4) 意匠専利公告の付属図面コピー

3. 資料の強制的要求

権利者の身分証明資料、権利者の身分証明資料の中国語訳のPDF版のサイズは5M以内に限定し、その他のPDF資料はすべて1Mに限定する。図面の形式はJPGまたはBMPで、かつサイズは400K以内に限定しなければならない。

関連資料は多数のページ数がある場合、順番に排列し、かつすべての資料は明確、完全、有効、真実なものでなければならない。

質問 8. 知的財産権税関保護届出の保護期間はどれくらいあるか？期間満了後の更新は可能なのか？

回答：知的財産権税関保護届出は、税関総署が届出を承認した日からその効力が生じ、10年間の有効期間を有する。知的財産権の有効期間は、税関総署が届出を承認した日から10年間に満たない場合、届出の有効期間は知的財産権の有効期間に準じる。10年間を超過した場合、届出の有効期間は最大10年間である。

知的財産権が有効であることを前提として、知的財産権の権利者は、届出の有効期間満了前の6ヶ月間以内に、関連書類を添付した上で、税関総署に対して届出更新申請を提出することができる。更新届出の有効期間は、前回の届出有効期間満了日の翌日から起算して10年間とする。知的財産権の有効期間は、前回の届出有効期間満了日の翌日から10年間に満たない場合、更新届出の有効期間は知的財産権の有効期間

に準じる。

質問 9. どのような場合において、権利者は、税関総署に対して届出抹消手続を行う必要があるか？

回答：「知的財産権税関保護条例」及び税関総署の関連規定によると、下記のいずれかに該当する場合、知的財産権の権利者は、届け出られた知的財産権に変更が生じた日から 30 営業日以内に、関連する資料を添付した上で、税関総署に対して知的財産権税関保護届出の抹消を申請しなければならない。

① 知的財産権は届出有効期間満了前に、法律、行政法規の保護を受けなくなった場合。

② 届け出られた知的財産権が譲渡された場合

上記の状況に該当し、届出を抹消しなければならない場合、税関総署が能動的にこれを抹消し、または関連する利害関係者の申請により抹消することができる。

知的財産権の権利者は、届出の有効期間内に届出を放棄する場合、税関総署に対し届出の抹消を申請することができる。

税関総署が届出を抹消する場合、書面で知的財産権の権利者に通知しなければならない。届出は税関総署により抹消された日からその効力を失う。

質問 10. 現在、知的財産権税関保護の法執行パターンの 2 種類とは？

回答：知的財産権税関保護の法執行パターンは、能動的保護と受動的保護の 2 種類に分けられ、両者間に大きな相違が存在する。

(一) 職権により保護する法執行パターンの主な流れは下記の通りである。

① 権利者は、知的財産権税関保護届出を行う。

② 税関は、権利侵害被疑貨物を発見し、自主的に権利者に通知する。

③ 権利者は、権利侵害被疑貨物を差し押さえるよう申請を提出し、担保を提供する。

④ 税関は、権利侵害被疑貨物を差押え、かつその知的財産権状況を調査、認定する。

⑤ 税関は、調査・認定の結果に基づき、行政決定を下す。

(二) 申請により保護する法執行パターンの主な流れは下記の通りである。

① 知的財産権の権利者は、権利侵害被疑貨物が輸出入されているところを発見し、税関に対し、差押の申請を提出し、かつ担保を提供する。

② 税関は、法により審査、承認した後、権利侵害被疑貨物を差し押さえる。

③ 税関は、差押日から 20 営業日以内に、人民法院に協力して貨物に対し司法差押をするか、貨物の通関を許可する。

質問 11. 知的財産権の権利者は、権利侵害被疑貨物が輸出入されようとするところを発見した場合、どのような措置を取ることができるか？

回答：知的財産権の権利者は、自己の知的財産権を侵害する疑いのある貨物が輸出入されようとするところを発見した場合、貨物の出入国所在地の税関に対し、権利侵害被疑貨物を差し押さえるよう申請を提出することができる。もし、関連する知的財産権が既に税関総署に届け出られた場合、知的財産権の権利者は、出入国所在地の税関に通報することもできる。

出入国所在地の税関とは、「税関法」第 35 条に規定された輸入貨物の入国地または運送終点の税関、輸出貨物の輸出地または運送始点の税関を指す。

質問 12. 税関は税関総署で既に届け出られた知的財産権をどのように保護するか？

回答：税関は、輸出入貨物に対し監督・管理を実施する過程において、税関総署で届け出られた知的財産権を侵害する疑いのある貨物を見つけた場合、直ちに知的財産権の権利者に通知する。知的財産権の権利者は、税関からの書面通知を受領してから 3 営業日以内に、税関宛に権利侵害被疑貨物を差し押さえるよう申請し、担保を提供する。知的財産権の権利者は上記の期限内に申請を提出し、担保を供した場合、税関は、権利侵害貨物を差し押さえない。知的財産権の権利者は上記の期限内に申請を提出せずまたは担保を提供しなかった場合、税関は関連する貨物の通関を許可しなければならない。

質問 13. 知的財産権税関保護に関して、知的財産権の権利者が提供する担保の金額についてどのような規定があるか？

回答：「知的財産権税関保護条例」及び税関総署の関連規定によると、申請により

保護する法執行パターンにおいて、権利者は権利侵害被疑貨物を差し押さえることを申請する場合、当該貨物と等価の担保金を提供しなければならない。

職権により保護する法執行パターンにおいて、権利者は権利侵害被疑貨物を差し押さえることを申請する場合、下記の規定に従い担保を提供しなければならない。

(1) 貨物の価値は 2 万人民元未満である場合、貨物の価値と相当する担保を提供する。

(2) 貨物の価値は 2 万元から 20 万元である場合、貨物価値の 50% に相当する担保を提供する。但し、担保金額は 2 万元を下回ってはならない。

(3) 貨物の価値は、20 万元を超えた場合、10 万元の担保を提供する。

また、権利者は総担保を提供することを申請することができる。税関総署がその総担保を承認した日から同年の 12 月 31 日までの間に、知的財産権の権利者は、既に税関総署で届け出られた商標専用権を侵害する疑いのある貨物を差し押さえるよう税関に申請する場合、別途担保を提供する必要がない。

質問 14. どのような状況で、受取人・発送人は反担保通関を申請することができるか？

回答：反担保通関とは、「知的財産権税関保護条例」第 19 条の規定により、**専利権を侵害する疑いのある貨物の受取人または発送人は、税関に貨物と等価の担保金を納付した後、税関に対し通関を請求することができることをさす。**反担保通関を適用するには、下記の条件に合致しなければならない。

(1) 専利権を侵害する疑いの貨物のみ限定する。商標専用権、著作権及び著作権に関連する権利、オリンピック標識専用権、世界博覧会標識専用権を侵害する疑いのある貨物に対しては、反担保通関が適用されない。

(2) 当該貨物は他人の専利権を侵害していないと考えるのは受取人・発送人だけである。

(3) 貨物の価値に相当する担保金を提供しなければならない。

(4) 職権により保護するパターンにおいて、税関は貨物が知的財産権を侵害するかどうかを認定することができない。

受取人・発送人が提出した反担保通関の申請は上記条件に合致した場合、税関は、当該貨物の通関を許可し、かつ直ちに権利者に通知しなければならない。税関が貨物

の通関を許可した後、知的財産権の権利者は合理的な期限内において、人民法院に訴訟を提起することができる。訴訟を提起しなかった場合、税関は受取人・発送人に対し担保金を返還しなければならない。

質問 15. 権利侵害貨物を輸出入する受取人・発送人は、どのような法律責任が問われるか？

回答：差し押さえられた権利侵害被疑貨物が一旦税関により権利侵害と認定された場合、受取人・発送人は以下の法律責任を負わなければならない。

(1) 行政責任

「知的財産権税関保護条例」の第 27 条第 1 項及び「税関行政処罰実施条例」の第 25 条第 1 項の規定によると、差し押えられた権利侵害被疑貨物は税関の調査を経て権利侵害を構成すると認定された場合、税関は当該貨物を没収すると共に、貨物価値の 30% 以下の過料を課する。

(2) 刑事責任

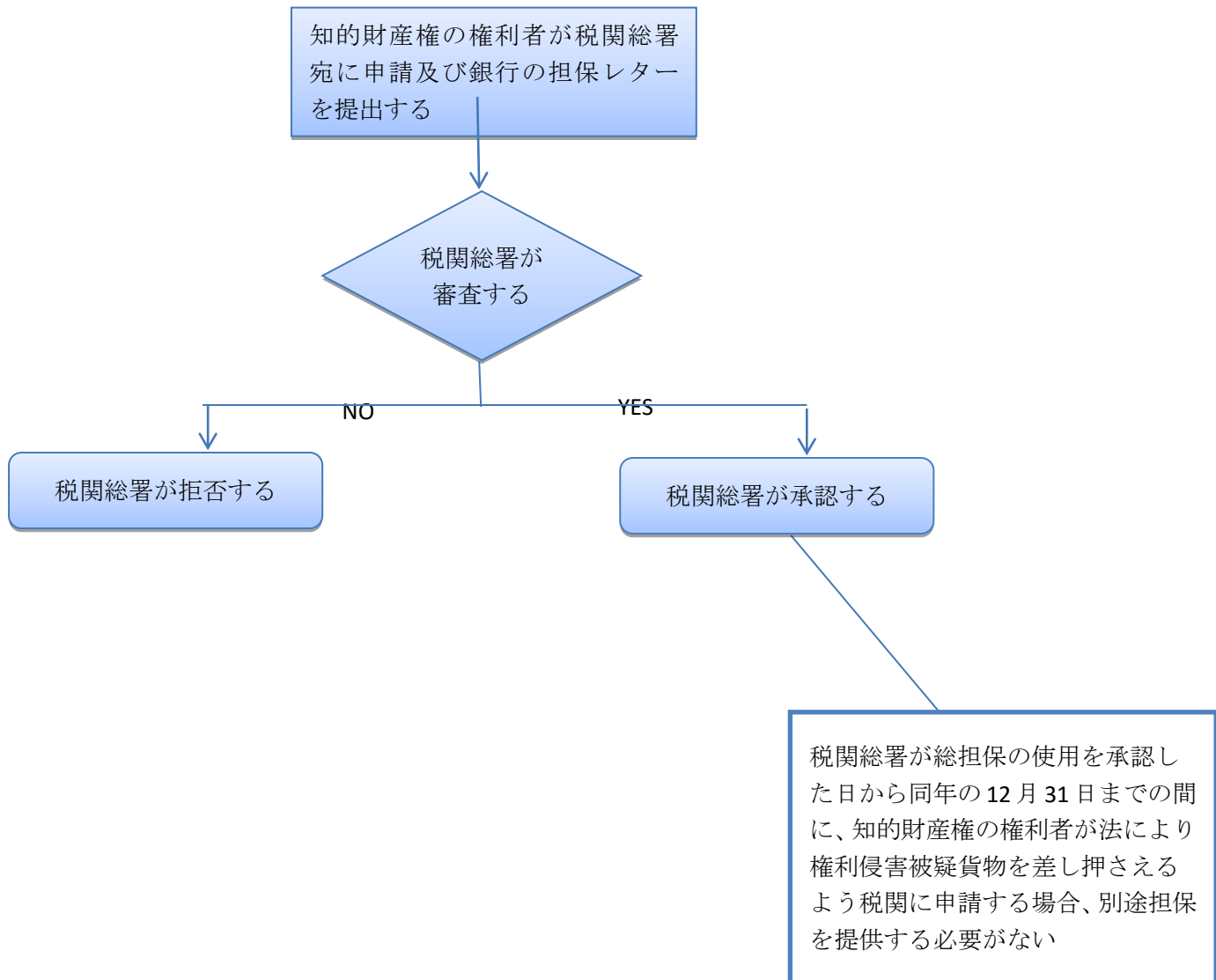
「知的財産権税関保護条例」の第 26 条の規定によると、税関は、知的財産権保護を実施する過程において、犯罪の疑いがある案件を発見した場合、当該案件を公安機関に移送しなければならない。「知的財産権税関保護条例」の第 29 条の規定によると、知的財産権を侵害する貨物を輸入または輸出し、犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。

(3) 民事責任

受取人・発送人が輸出入した貨物は知的財産権を侵害している場合、当該知的財産権の権利者は法により、受取人・発送人に民事責任を負ってもらい、権利侵害貨物の輸出入により蒙った損失を賠償してもらおうよう、人民法院に起訴することができる。

税関総署知的財産権保護総担保の申請手順

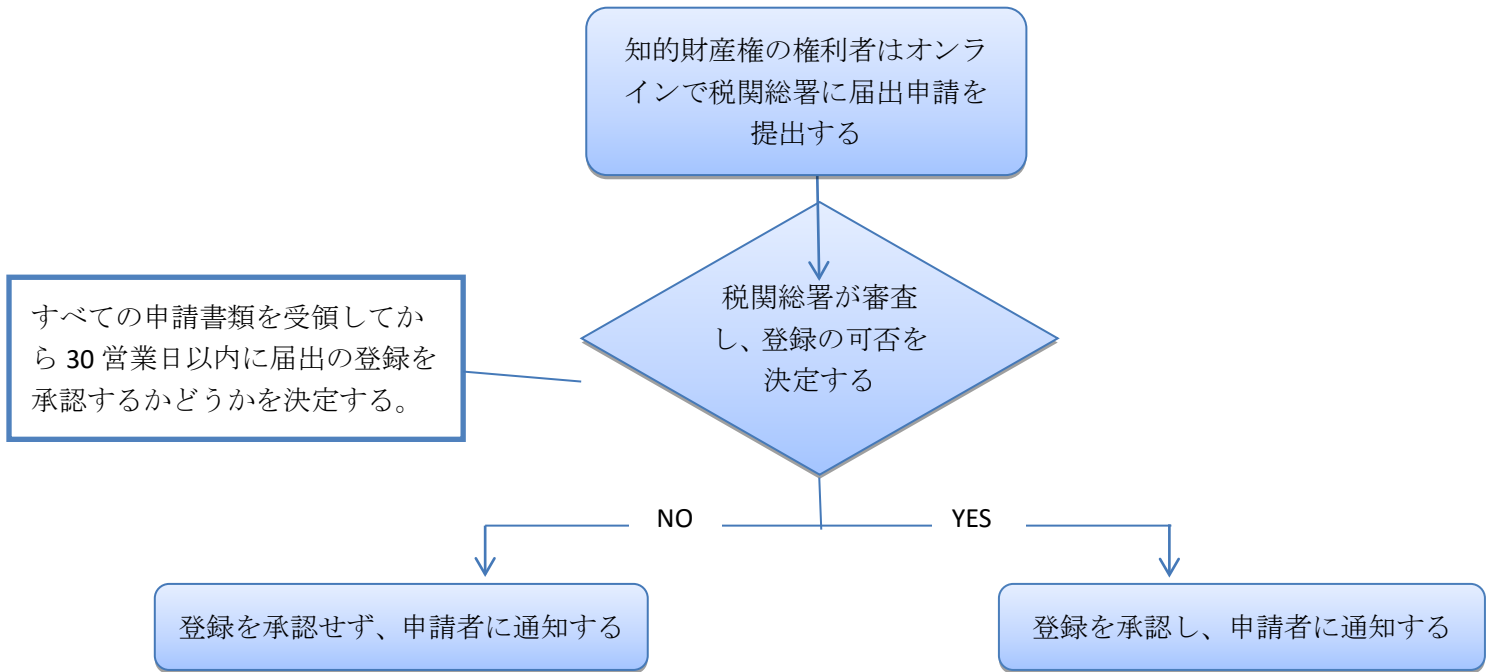
根拠：「中華人民共和国税関による『中華人民共和国知的財産権税関保護条例』の実施弁法」



税関総署知的財産権届出手順

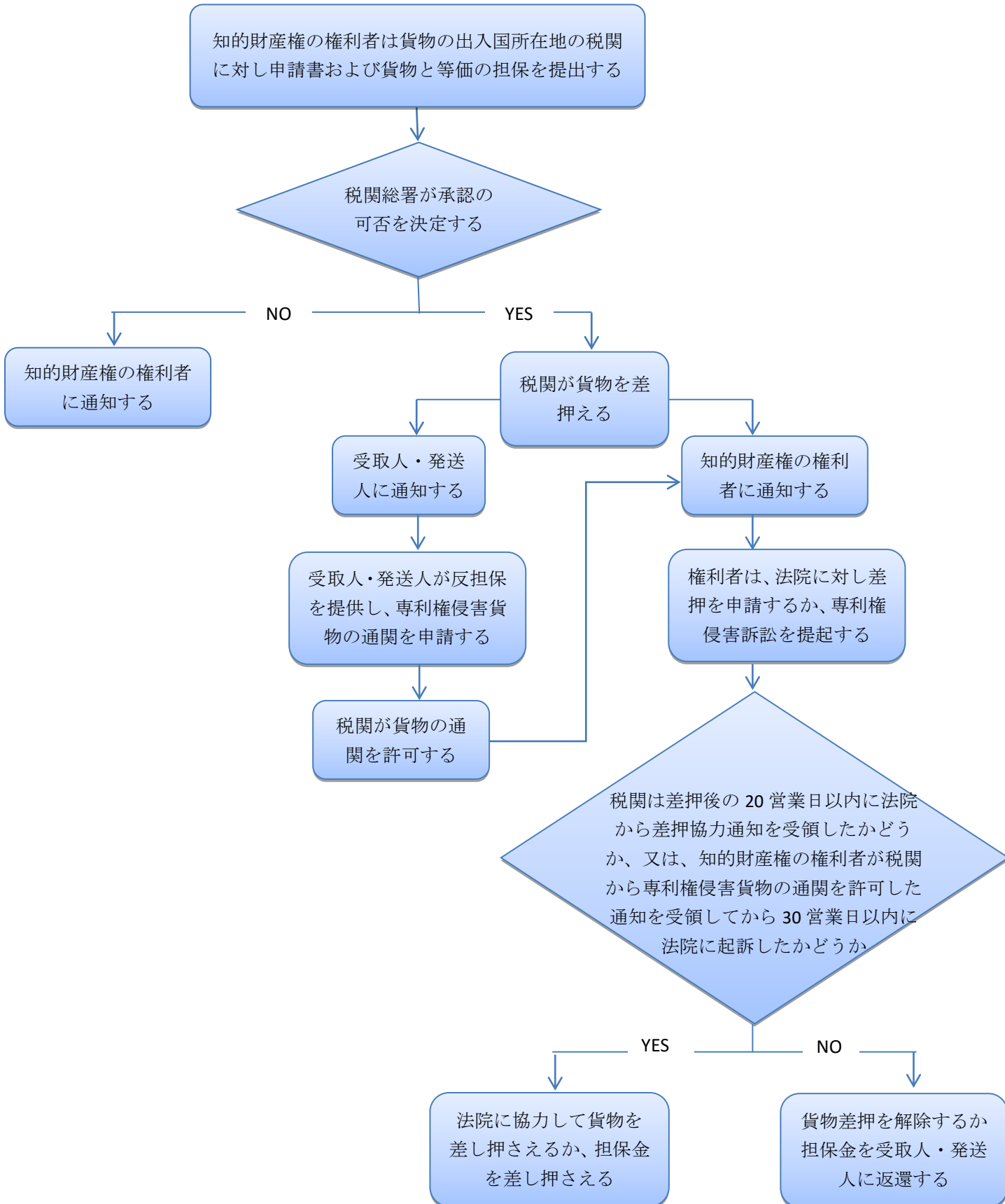
根拠：「中華人民共和国知的財産権税関保護条例」

「中華人民共和国税関による『中華人民共和国知的財産権税関保護条例』の
実施弁法」



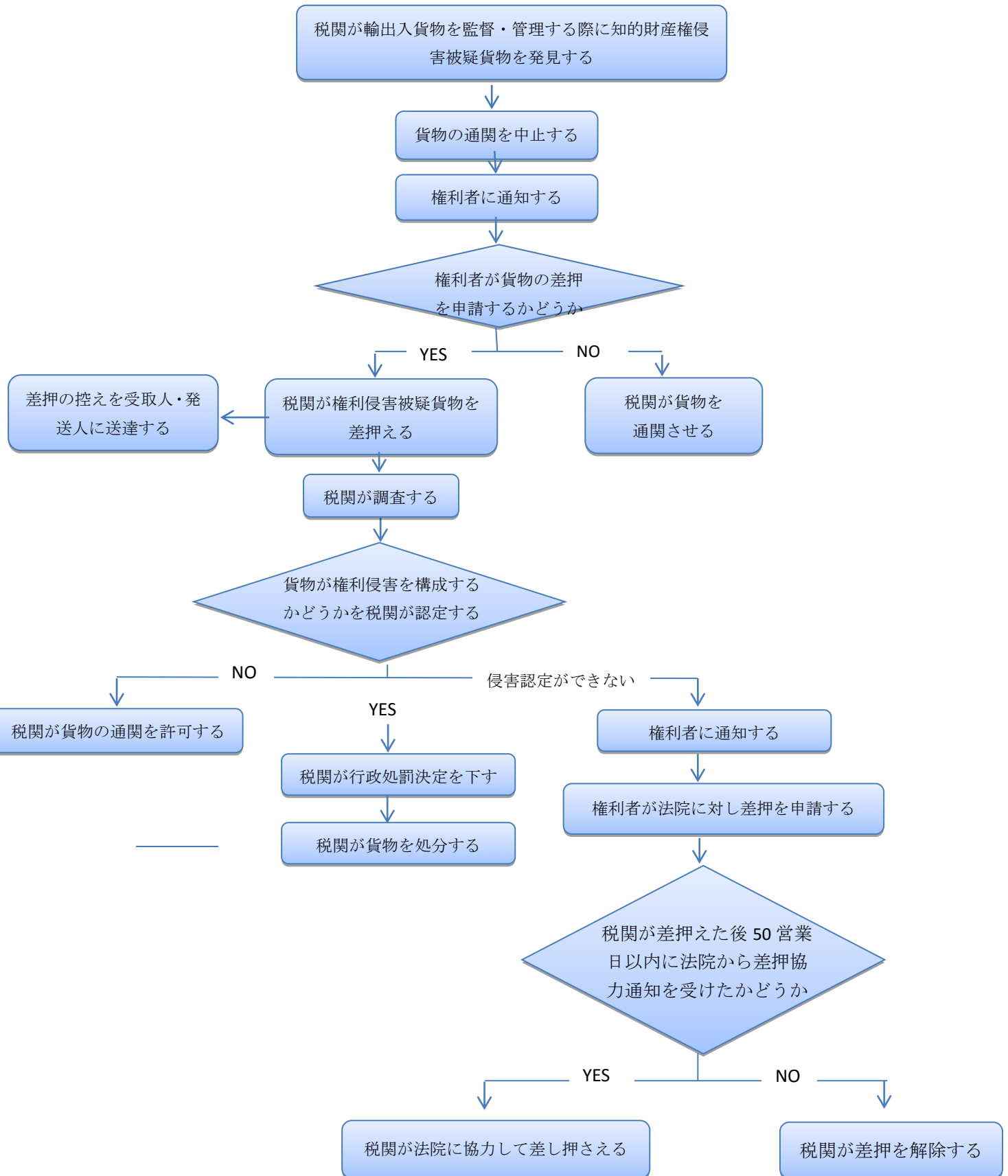
税関が申請により権利侵害被疑貨物を差押える手順

根拠：「中華人民共和国税関による『中華人民共和国知的財産権税関保護条例』の実施弁法」



税関が職権により被疑権利侵害貨物を差押える手順

根拠：「中華人民共和国税関による『中華人民共和国知的財産権税関保護条例』の実施弁法」



中華人民共和国知的財産権海関保護条例

2010年3月24日改訂

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

中華人民共和国知的財産権海関保護条例

(2003年12月2日に中華人民共和国国務院令第395号により公布され、2010年3月24日に『国務院の「中華人民共和国知的財産権海関保護条例」改訂に関する決定』に基づき改訂を行った。)

第一章 総則

第一条 海関による知的財産権の保護を実施し、対外経済貿易及び科学技術・文化の交流を促進し、公共の利益を維持することを目的として、「中華人民共和国海関法」に従い、本条例を制定する。

第二条 本条例にいう海関による知的財産権の保護とは、海関が輸出入の貨物に関して中華人民共和国の法律、行政法規によって保護された商標権、著作権及び著作権に関わる権利、専利権（以下、知的財産権と総称する）に対して実施する保護をいう。

第三条 国家は知的財産権を侵害した貨物の輸出入を禁じる。

海関は関連する法律及び本条例の規定に基づき、知的財産権の保護を実施し、「中華人民共和国海関法」に規定された関連の権力を行使する。

第四条 知的財産権の権利者は海関に知的財産権の保護の実施を請求する場合には、海関に保護措置を採る旨の申請をしなければならない。

第五条 輸入貨物の荷受人又はその代理人、輸出貨物の荷送人又はその代理人は国家の規定に基づき、輸出入貨物に関する知的財産権の状況事実を海関に報告し、且つその関連証明書類を提出しなければならない。

第六条 海関は知的財産権の保護を実施するときには、関係当事者の営業秘密を保護しなければならない。

第二章 知的財産権の登録

第七条 知的財産権の権利者は本条例の規定に基づき、その知的財産権の登録を海関総署に申請することができる。登録を申請する場合には、申請書を提出しなければならない。

申請書には以下に掲げる内容を含まなければならない。

(1) 知的財産権の権利者の名称又は氏名、登録地又は国籍等

(2) 知的財産権の名称、内容及び関連情報

(3) 知的財産権の使用許諾の状況

(4) 知的財産権の権利者が知的財産権を合法的に行使する貨物の名称、生産地、出入境地の海関、輸出入業者、主な特徴、価格等

(5) 既知の知的財産権侵害貨物の製造業者、輸出入業者、出入境地の海関、主な特徴、価格等

前項に規定した申請書の内容に証明書類がある場合には、知的財産権の権利者は証明書類を添付し送付しなければならない。

第八条 海関総署は全ての申請書類を受領した日より 30 労働日以内に登録するか否かを決定し、且つ書面により申請者に通知する。登録しない場合には、その理由を説明しなければならない。

以下に掲げる状況の一がある場合には、海関総署はこれを登録しない。

(1) 申請書類が完全でないか又は無効である場合

(2) 申請人が知的財産権の権利者でない場合

(3) 知的財産権が法律、行政法規による保護を受けられない場合

第九条 海関総署は、知的財産権の権利者が知的財産権登録申請においてその関連状況又は文書をありのままに提出していないことを発見した場合には、その登録を取消することができる。

第十条 知的財産権海関保護登録は海関総署が登録を認可した日より効力を生じ、有効

期間は 10 年とする。

知的財産権が有効であるときは、知的財産権の権利者は知的財産権海関保護登録の有効期間の満了日前 6 ヶ月内に、海関総署に更新登録を申請することができる。毎次の更新登録の有効期間は 10 年とする。

知的財産権海関保護登録の有効期間が満了しても更新を申請しなかった場合、又は知的財産権が法律、行政法規の保護を受けなくなった場合には、知的財産権海関保護登録は直ちに失効する。

第十一条 登録された知的財産権に変更が生じた場合には、知的財産権の権利者は変更が生じた日より 30 労働日以内に、海関総署に登録の変更又は取消の手続をしなければならない。

知的財産権の権利者が前項の規定に従って変更または取消の手続を行わず、他人の合法的な輸出入または海関の法に基づく監督管理職責の履行に対して深刻な影響を与えた場合、海関総署は関連の利害関係者の申立に基づいて関連登録の取消を行うことができ、自発的に関連登録の取消を行うこともできる。

第三章 権利侵害疑義貨物の差押え申請及びその処理

第十二条 知的財産権の権利者は、権利侵害の疑義がある貨物が輸出入されようとしていることを発見した場合には、貨物の出入境地の海関に権利侵害疑義貨物の差押えを申請することができる。

第十三条 知的財産権の権利者は、海関の権利侵害疑義貨物の差押えを申請する場合には、申請書及び関連証明文書を提出し、且つ権利侵害の事実があることを証明できる十分な証拠を提出しなければならない。

申請書には以下に掲げる主な内容を含めなければならない。

- (1) 知的財産権の権利者の名称又は氏名、登録地又は国籍等
- (2) 知的財産権の名称、内容及びその関連情報
- (3) 権利侵害疑義貨物の荷受人及び荷送人の名称

(4) 権利侵害疑義貨物の名称、規格等

(5) 権利侵害疑義貨物の出入されうる貿易港、時間、運輸手段等

権利侵害疑義貨物が、登録された知的財産権を侵害する疑いがある場合には、申請書に海関登録番号を記載しなければならない。

第十四条 知的財産権の権利者は、海関による権利侵害疑義貨物の差押えを請求する場合には、海関に貨物の価値を上回らない担保金を提供しなければならず、それをもって不当申請により与えた荷受人、荷送人の損失、及び海関差押え後の貨物の倉庫貯蔵、保管、及び処理の費用を支払う。知的財産権の権利者が貯蔵、保管費用を直接に倉庫業者に支払う場合には、担保金より控除する。具体的な方法は別途海関総署が制定する。

第十五条 知的財産権の権利者は、権利侵害疑義貨物の差押えを申請する場合、本条例第十三条の規定を満たし、且つ本条例第十四条の規定に基づき担保を提供した場合には、海関は権利侵害疑義貨物を差押え、書面により知的財産権の権利者に通知し、且つ海関の差押え証書を荷受人又は荷送人に送達しなければならない。

知的財産権の権利者は権利侵害疑義貨物の差押えを申請し、本条例第十三条の規定を満たさない、又は本条例第十四条の規定に基づく担保金を提供しない場合には、海関は申請を却下し、且つ書面で知的財産権の権利者に通知しなければならない。

第十六条 海関は、輸出入貨物に登録された知的財産権を侵害する疑いがあることを発見した場合には、書面により知的財産権の権利者に通知しなければならない。知的財産権の権利者は送達の日より3労働日以内に本条例の第十三条の規定に基づき申請を提出し、且つ本条例第十四条の規定に基づき担保金を提供した場合には、海関は権利侵害疑義貨物を差押え、書面により知的財産権の権利者に通知し、且つ海関の差押え証書を荷受人又は荷送人に送付しなければならない。知的財産権の権利者が期間を越えても申請せず又は担保金を提供しない場合、海関は貨物を差押えてはならない。

第十七条 知的財産権の権利者及び荷受人又は荷送人は、海関の同意を経た後であれば関連貨物を調べることができる。

第十八条 荷受人又は荷送人は、その貨物が権利者の知的財産権を侵害しないと主張する

場合には、海関に対して書面により説明し且つ関連証拠を添付しなければならない。

第十九条 専利権侵害疑義貨物の荷受人又は荷送人は、その輸出入貨物が専利権を侵害しないと主張する場合には、海関に貨物と同等価値の担保金を提出した後、海関にその貨物の通過を請求することができる。知的財産権の権利者が合理的期間内に人民法院に起訴しない場合には、海関は担保金を返済しなければならない。

第二十条 海関は、輸出入貨物が登録された知的財産権を侵害する疑いがあることを発見し且つ知的財産権の権利者に通知した後、知的財産権の権利者が海関に権利侵害疑義貨物の差押えを請求する場合には、海関は差押えた日から30労働日以内に、差押えられた権利侵害疑義貨物について知的財産権侵害の有無について調査し認定しなければならない。認定できない場合には、書面により直ちに知的財産権の権利者に通知しなければならない。

第二十一条 海関は差押えられた権利侵害疑義貨物の調査に知的財産権主管部門の協力を請求する場合、関連する知的財産権主管部門はこれに協力しなければならない。知的財産権主管部門は、輸出入貨物に係る権利侵害事件の処理に海関の協力を請求する場合、海関はこれに協力しなければならない。

第二十二条 海関が差押えられた権利侵害疑義貨物及びその状況を調査する場合、知的財産権の権利者及び荷受人又は荷送人はこれに協力しなければならない。

第二十三条 知的財産権の権利者は、海関に保護措置を採るよう申請した後、『中華人民共和国商標法』、『中華人民共和国著作権法』、『中華人民共和国専利法』またはその他の関連法律の規定に基づき、差押えられた権利侵害疑義貨物について人民法院に権利侵害行為の停止又は財産保全措置を採るよう請求することができる。

海関は、人民法院による権利侵害行為の停止又は財産保全の執行協力通知を受けた場合、これに協力しなければならない。

第二十四条 以下に掲げる状況の一がある場合、海関は差押えられた権利侵害疑義貨物を通過させなければならない。

(1) 海関が本条例第十五条の規定に基づき権利侵害疑義貨物を差押えた場合であって、差押えた日より20労働日以内に人民法院から執行協力通知を受け取らなかった場合。

(2) 海関が本条例第十六条の規定に基づき権利侵害疑義貨物を差押えた場合であって、差押えた日より 50 労働日以内に人民法院から執行協力通知を受け取っておらず、且つ調査を経ても差押えた権利侵害疑義貨物が知的財産権を侵害していると認定できない場合。

(3) 専利権侵害疑義貨物の荷受人又は荷送人が、海関に貨物と等価の担保金を提供し、海関にその貨物の通過を請求した場合。

(4) 荷受人又は荷送人が、その貨物が権利者の知的財産権を侵害していないことを立証するに十分な証拠を持っていると海関が認めた場合。

(5) 海関が差押えられた権利侵害疑義貨物を権利侵害貨物として認定する前に、知的財産権の権利者が権利侵害疑義貨物差押さへの請求を取消した場合。

第二十五条 海関が本条例の規定に基づき権利侵害疑義貨物を差押えた場合には、知的財産権の権利者は関連する倉庫貯蔵、保管及び処理の費用を支払わなければならない。知的財産権の権利者が関連費用を支払わない場合、海関はその海関に提供された担保金から控除し、又は担保人に関連する担保責任を負わせることができる。

権利侵害疑義貨物が知的財産権を侵害していると認められた場合には、知的財産権の権利者はその支払った関連する倉庫貯蔵、保管及び処理等の費用を権利侵害行為の差止めを支払う合理的支出に算入することができる。

第二十六条 海関は、知的財産権保護の実施において犯罪事件に係わる恐れがあることを発見した場合、これを法により公安機関に移送し処理しなければならない。

第四章 法律責任

第二十七条 差押えられた権利侵害疑義貨物が、海関の調査を経たのち知的財産権を侵害していると認められた場合には、海関はこれを没収する。

海関は知的財産権侵害貨物を没収した後、知的財産権侵害貨物の関連状況を書面により知的財産権の権利者に通知しなければならない。

没収された知的財産権侵害貨物が社会公益事業に用いることができる場合には、海関はこれを関連の公益機構に交付し社会公益事業に用いなければならない。知的財産権の権利

者に購入意欲がある場合には、海関は有償で知的財産権の権利者に譲渡することができる。没収された知的財産権侵害貨物を社会公益事業に用いる方法がなく且つ知的財産権の権利者に購入意思が無い場合には、海関は権利侵害の特徴を削除したのち法により競売に付すことができる。ただし偽造商標が付された輸入貨物については特殊な状況を除き、単に貨物上の商標標識を除去するだけでは同貨物の商業ルートに投入することを認めてはならない。権利侵害の特徴を削除する方法が無い場合には、海関はそれを廃棄しなければならない。

第二十八条 海関が知的財産権保護の登録及び知的財産権の保護措置の申請を受理した後、知的財産権の権利者が確実な情報を提供しないことにより権利侵害貨物を発見できず、速やかに保護措置を取ることができない又は保護措置が十分でない場合、知的財産権の権利者は自ら責任を負わなければならない。

知的財産権の権利者が海関に権利侵害疑義貨物の差押えを請求した後、海関が差押えた権利侵害疑義貨物が知的財産権の権利者の知的財産権を侵害していると認定できない、又は人民法院が知的財産権の権利者の知的財産権を侵害していないと判定した場合には、知的財産権の権利者は法により賠償責任を負わなければならない。

第二十九条 知的財産権侵害貨物を輸入又は輸出したことにより、犯罪を構成した場合には、法により刑事責任を追及する。

第三十条 海関の職員が知的財産権の保護を実施する場合、職務を怠慢し、職権を濫用し、私利のため不正を働き、犯罪を構成する場合には、法により刑事責任を追及する。犯罪を構成しない場合には、法により行政処分を行う。

第五章 附則

第三十一条 個人が国境を越えて物品を携帯又は郵送する場合、個人で使用する合理的数量を超え、且つ本条例第二条に規定した知的財産権を侵害する場合には、権利侵害貨物として処理を行う。

第三十二条 知的財産権の権利者は、その知的財産権を海関総署に登録する場合、国家の関連規定に基づき登録費用を支払わなければならない。

第三十三条 本条例は2004年3月1日より施行する。1995年7月5日に国务院が發布した「中華人民共和国知的財産権海関保護条例」は同時に廃止する。

10-03-29

「中華人民共和国知的財産権税関保護条例」 に関する実施弁法

2009年4月17日公布

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

中華人民共和國税関の「中華人民共和國知的財産権税関保護条例」 に関する実施弁法

第1章 総則

第1条 「中華人民共和國知的財産権税関保護条例」（以下、「条例」という）を効果的に実施するため、および「中華人民共和國税関法」とその他の法律、行政法規に基づき、本弁法を制定する。

第2条 知的財産権の権利者が税関に対し知的財産権の保護措置の実施を請求する場合、あるいは税関総署に知的財産権税関保護の登録をする場合、中国国内の知的財産権権利者は直接あるいは国内の代理人に委託して申請を提出できる。国外の知的財産権権利者はその国内に設立した事務機構より申請を提出し、あるいは国内の代理人に委任して申請を提出しなければならない。

知的財産権権利者が上記規定に沿って国内の代理人に委任して申請を提出する場合、規定の書式の授權委任状を提出しなければならない。

第3条 知的財産権権利者およびその代理人（以下、知的財産権権利者と総称する）が輸出されようとしている権利侵害の疑義貨物に対する差し押さえを税関に求める場合、本弁法の関連規定に基づき、権利侵害の疑義貨物の差し押さえを税関に申請しなければならない。

第4条 輸出入貨物の荷受人と発送人あるいはその代理人（以下、荷受発送人と総称する）は、正当な範囲内で輸出入貨物の知的財産権に関する状況を把握していなければならない。税関が輸出入貨物の知的財産権に関する状況の申告を求める場合、荷受発送人は税関に実際の通りに申告し、関連する証明書類を提出しなければならない。

第5条 知的財産権権利者あるいは荷受発送人が税関に提出する関連書類あるいは証拠が商業秘密に関わる場合、知的財産権権利者あるいは荷受発送人はその旨を税関に書面で説明しなければならない。

税関は知的財産権保護を実施する際、関係者の商業秘密を守らなければならない。ただし、税関が法律に沿って公開しなければならない情報についてはこれを除外する。

第2章 知的財産権の登録

第6条 知的財産権権利者は知的財産権税関保護の登録を税関総署に申請する際、税関総署に申請書を提出しなければならない。申請書には下記の内容を含まなければならない。

(1) 知的財産権権利者の名称又は氏名、登録地又は国籍、連絡住所、担当者氏名、電話とファックス番号、電子メールアドレスなど。

(2) 登録商標の名称、指定商品の区分と商品名、商標のイメージ、有効期限、登録商標の譲渡、変更、更新の状況など； 作品の名称、創作完成日、作品の分類、作品のイメージ、作品の譲渡、変更の状況など； 専利権の名称、類型、出願日と専利権の譲渡、変更の状況など。

(3) 被許諾者の名称、許諾の使用商品、許諾期限など。

(4) 知的財産権権利者が合法的に知的財産権を行使する貨物の名称、産地、輸出入税関の名称、輸出入業者の名称、主な特徴、価額など。

(5) 既知の知的財産権侵害貨物の製造業者、輸出入業者、輸出入税関などの名称、主な特徴、価額など。

知的財産権権利者は1件の知的財産権登録申請に対して1部の申請書を提出しなければならない。知的財産権権利者が国際登録商標の登録を申請する場合は、申請する商品の区分ごとに1部の申請書を提出しなければならない。

第7条 知的財産権権利者が税関総署に登録申請書を提出する際、以下の

書類、証拠を添付しなければならない。

(1) 知的財産権権利者の個人身分証明書のコピー、会社登記簿謄本のコピーあるいはその他の登録登記書類のコピー。

(2) 国務院工商行政管理部門商標局により発行された「商標登録証」のコピー。申請人が認可を得て商標登録事項の変更、登録商標の更新、登録商標の譲渡などを行った場合、あるいは国際登録商標の登録を申請する場合は、国務院工商行政管理部門商標局により発行された商標登録に関する証明を提出しなければならない。著作権登記部門により発行された著作権自主登記証明書のコピーと著作権登記部門により認証された作品の写真。申請人が著作権自主登記を行っていない場合は、申請人が著作権者であることを証明できる作品見本および著作権に関するその他の証拠を提出する。国務院專利行政部門により発行された專利證書のコピー。專利権付与が公告日から1年を超えている場合は、申請人が登録申請を提出する前の6カ月以内に国務院專利行政部門により発行された專利登記簿の写しを提出しなければならない。実用新案あるいは意匠の登録を申請する場合は、国務院專利行政部門により作成された実用新案権評価報告又は意匠権評価報告を提出しなければならない。

(3) 知的財産権権利者が登録商標、作品の使用あるいは專利の実施を他人に許諾し、許諾契約を締結した場合は、許諾契約書のコピーを提供する。許諾契約を締結していない場合は、被許諾者、許諾範囲、許諾期間などの状況に関する説明を書面にて提出する。

(4) 知的財産権権利者が合法的に知的財産権を行使する貨物およびその包装の写真。

(5) 既知の権利侵害貨物が輸出入された証拠。知的財産権権利者と他人の間での権利侵害紛争がすでに人民法院あるいは知的財産権主管部門により処理された場合、関連する法律文書のコピーを提出しなければならない。

(6) 税関総署により提出の必要があると思われるその他の書類あるいは証拠。

知的財産権権利者が前項の規定に基づき税関総署に提出する書類と証拠は完備され真実かつ有効でなければならない。関連書類と証拠が外国語である場合は別途中国語の訳文を添付しなければならない。税関総署は必要とみなす場合、関連書類あるいは証拠の公証、認証書類を提出するよう知的財産権権利者に求めることができる。

第 8 条 知的財産権権利者は税関総署に知的財産権税関保護登録を申請する際、あるいは登録が失効後に改めて税関総署に登録を申請する際、登録費を納めなければならない。知的財産権権利者は銀行から登録費を税関総署により指定された口座に送金しなければならない。税関総署は登録費を受け取った場合、領収書を発行しなければならない。登録費の徴収基準については税関総署が国家関連部門と共同で制定して公布する。

知的財産権権利者が登録の更新又は変更を申請する際、再度登録費を納付する必要はない。

税関総署により承認される前に知的財産権権利者がその登録申請を取り下げた場合、あるいはその登録申請が拒絶された場合、税関総署は登録費を返還しなければならない。税関総署によりすでに承認された登録が税関総署により抹消、取消され、あるいはその他の原因で失効した場合、すでに納付された登録費は返還されない。

第 9 条 知的財産権税関保護登録は税関総署が登録を承認した日から有効となり、有効期限は 10 年とする。知的財産権の有効期限が登録有効日から 10 年に満たない場合、知的財産権の有効期限を登録の有効期限とする。

「条例」の施行前に税関総署により承認された登録又は登録の更新における有効期限は従来の有効期限により計算される。

第 10 条 知的財産権税関保護登録の有効期限が満了する前の 6 カ月以内に、知的財産権権利者は関連書類を添付したうえ税関総署に登録更新の申請を書面にて提出できる。税関総署は更新申請書類をすべて受け取ってか

ら 10 営業日以内に更新を承認するかどうかの決定を下し、知的財産権権利者に書面で通知しなければならない。更新を承認しない場合、その理由を説明しなければならない。

更新登録の有効期限は前回登録の有効期限満了日の翌日より起算し、更新登録の有効期限は 10 年とする。知的財産権の有効期限が前回登録の有効期限満了日の翌日より起算して 10 年に満たない場合、知的財産権の有効期限を更新登録の有効期限とする。

第 11 条 知的財産権税関保護登録が税関総署により承認された後、本弁法第 6 条に従って税関に提出した申請書の内容が変更した場合、知的財産権権利者はその変更のあった日から 30 営業日以内に関連書類を添付したうえで登録変更の申請を税関総署に提出しなければならない。

第 12 条 知的財産権が登録の有効期限満了前に法律、行政法規による保護を受けられない場合、あるいは登録の知的財産権が譲渡された場合、元の知的財産権権利者は登録の知的財産権が法律、行政法規による保護を受けられない日又は譲渡の効力が生じた日より 30 営業日以内に関連書類を添付したうえで知的財産権税関保護登録の抹消申請を税関総署に提出しなければならない。知的財産権権利者は登録の有効期限内に登録を放棄する場合、登録の抹消を税関総署に申請することができる。

本弁法第 11 条と前項の規定に沿って登録の変更又は登録の抹消を税関総署に申請せず、他人の合法的な輸出入に対して悪い影響を与えた場合、税関総署は自主的あるいは利害関係者の申請に基づいてその知的財産権の登録を抹消することができる。

税関総署は登録を抹消する場合、関係する知的財産権権利者に書面で通知しなければならない。登録は税関総署により抹消された日より失効する。

第 13 条 税関総署は「条例」第 9 条の規定に基づき知的財産権税関保護登録を取り消す場合、知的財産権権利者に書面で通知しなければならない。

登録が税関総署により取り消された場合、知的財産権権利者が知的財産権登録の取消日から1年以内に当該登録が取り消された知的財産権について再び登録を申請した場合、税関総署は受理しないことができる。

第3章 申請による差し押さえ

第14条 知的財産権権利者は権利侵害疑義貨物が輸出入されようとしていることを発見し且つそれらの貨物に対する差し押さえを税関に求めた場合、「条例」第13条の規定に基づき、貨物の輸出入地税関に申請書を提出しなければならない。関連する知的財産権が税関に登録されていない場合、知的財産権権利者は本弁法第7条第1項(1)、(2)が規定する書類、証拠を添付しなければならない。

知的財産権権利者は権利侵害疑義貨物に対する差し押さえを税関に求める際、権利侵害の事実が明らかに存在することを十分証明できる証拠を税関に提出しなければならない。知的財産権権利者が提出する証拠は以下の事実を証明できなければならない。

- (1) 差し押さえを税関に求める貨物が輸出入されようとしていること
- (2) その貨物に無許可で自分の商標専用権を侵害する商標標識、作品が使用されていること、又はその貨物に無許可で自分の専利が実施されていること

第15条 知的財産権権利者は権利侵害疑義貨物に対する差し押さえを税関に求める際、税関が規定する期限内に貨物の価値に相当する担保を税関に提供しなければならない。

第16条 知的財産権権利者が提出した申請が本弁法第14条の規定を満たさない場合、あるいは本弁法第15条の規定に沿って担保を提供しなかった場合、税関はその申請を拒絶すべきであり、且つその旨を書面にて知的財産権権利者に通知しなければならない。

第 17 条 税関は権利侵害疑義貨物を差し押さえた場合、貨物の名称、数量、価値、荷受発送人の名称、輸出入申告日、税関の差し押さえ日などを書面にて知的財産権権利者に通知しなければならない。

知的財産権権利者は税関の同意を得て、税関により差し押さえられた貨物を調べることができる。

第 18 条 税関は権利侵害疑義貨物を差し押さえた日から 20 営業日以内に人民法院からの関連貨物の差押えに関する協力要請の書面通知を受け取った場合、これに協力しなければならない。人民法院からの差押えに関する協力要請の通知を受け取っていない場合、あるいは知的財産権権利者が関連貨物の通過を税関に求めた場合、税関は貨物を通過させなければならない。

第 19 条 税関は権利侵害疑義貨物を差し押さえた場合、権利侵害疑義貨物を差し押さえた際の差押え証拠書類を荷受発送人に送付しなければならない。

荷受発送人は税関の同意を得て税関により差し押さえられた貨物を調べることができる。

第 20 条 荷受発送人は「条例」第 19 条に基づいて税関により差し押さえられた専利権侵害疑義貨物の通過を求める場合、税関に書面の申請を提出するとともに、貨物の価値に相当する担保金を提供しなければならない。

荷受発送人が専利権侵害疑義貨物の通過を税関に求め、前項規定を満たした場合、税関は貨物を通過させその旨を書面にて知的財産権権利者に通知しなければならない。

知的財産権権利者は専利権侵害に関する紛争を人民法院に起訴した場合、前項規定の税関による書面通知が送達された日から 30 営業日以内に、人民法院による案件受理通知書の写しを税関に提出しなければならない。

第 4 章 職権による調査処理

第 21 条 税関は輸出入貨物に対して監督管理を実施し、輸出入貨物が税関総署に登録された知的財産権に関わり且つ輸出入業者あるいは製造業者が関係する知的財産権を使用する状況が税関総署に登録されていないことを発見した場合、荷受発送人に対し規定期限内に貨物の知的財産権状況を報告し、関連証明書類を提出するよう求めることができる。

荷受発送人が前項規定に沿って貨物の知的財産権状況を報告せず、関連証明書類を提出しない、あるいは税関がその貨物が税関総署に登録されている知的財産権を侵害すると認識する理由がある場合、税関は貨物の通過を中止させ、且つその旨を書面にて知的財産権権利者に通知しなければならない。

第 22 条 知的財産権権利者は、本弁法第 21 条が規定する税関による書面通知の送達日から 3 営業日以内に下記の規定に沿って返答しなければならない。

(1) 関連貨物が税関総署に登録した自分の知的財産権を侵害していると思われ且つ関連貨物の差し押さえを税関に求めた場合、税関に対し権利侵害疑義貨物を差し押さえる書面申請を提出し、且つ本弁法第 23 条あるいは第 24 条の規定に基づき担保を提供すること

(2) 関連貨物が税関総署に登録した自分の知的財産権を侵害していないと思われ、あるいは権利侵害疑義貨物の差し押さえを税関に求めない場合、書面にて理由を税関に説明すること

知的財産権権利者は税関の同意を得て、関連貨物を調べることができる。

第 23 条 知的財産権権利者は本弁法第 22 条第 1 項 (1) の規定に基づき権利侵害疑義貨物の差し押さえを税関に求めた場合、以下の規定に沿って税関に担保を提供しなければならない。

(1) 貨物の価値が2万円に満たない場合、貨物の価値に相当する担保を提供すること

(2) 貨物の価値が2万円から20万円までの場合、貨物の価値の50%に相当する担保を提供すること。ただし、担保金額は2万円を下回ってはならない。

(3) 貨物の価値が20万円を超える場合、10万円の担保を提供すること
知的財産権権利者は本弁法第22条第1項(1)の規定に基づき商標専用権侵害疑義貨物の差し押さえを税関に求めた場合、本弁法第24条の規定に基づき総担保を税関総署に提供できる。

第24条 税関総署に登録した商標専用権の知的財産権権利者は、税関総署の承認を得て銀行又は銀行以外の金融機関が発行した保証書を税関総署に提出して、商標専用権の税関保護措置を税関に申請するための総担保を提供できる。

総担保の担保金額は、知的財産権権利者が前年度に権利侵害疑義貨物の差し押さえを税関に申請した後に発生した貯蔵、保管や処置などの費用の合計に相当するものとする。知的財産権権利者が前年度に権利侵害疑義貨物の差し押さえを税関に申請していない場合、あるいは貯蔵、保管や処置などの費用が20万円に満たない場合、総担保の担保金額は20万円とする。

税関総署がこの総担保の使用を承認した日からその年の12月31日までの期間内に、知的財産権権利者は「条例」第16条の規定に基づき、すでに税関総署に登録された商標専用権を侵害する疑いのある輸出入貨物の差し押さえを税関に求めた場合、別途担保を提供する必要はない。ただし、知的財産権権利者が「条例」第25条の規定に沿って関連費用を支払っていない、あるいは「条例」第29条の規定に沿って賠償責任を負っていないため、税関総署が担保人に担保責任履行通知を発行した場合を除く。

第25条 知的財産権権利者が本弁法第22条第1項(1)の規定に基づき申請を提出し、本弁法第23条、第24条の規定に基づき担保を提供した場

合、税関は権利侵害疑義貨物を差し押さえ、その旨を書面にて知的財産権権利者に通知しなければならない。知的財産権権利者が申請を提出していない場合、あるいは担保を提供しなかった場合、税関は貨物を通過させなければならない。

第 26 条 税関は権利侵害疑義貨物を差し押さえた場合、権利侵害疑義貨物の差し押さえに関する証拠書類を荷受発送人に送達しなければならない。

荷受発送人は税関の同意を得て、関連貨物を調べることができる。

第 27 条 税関は権利侵害疑義貨物を差し押さえた後、法律に基づき権利侵害疑義貨物及びその他の関連状況に対し調査しなければならない。荷受発送人と知的財産権権利者は税関の調査に協力し、関連状況と証拠を事実どおりに提供しなければならない。

税関は権利侵害疑義貨物に対して調査を行う際、関連する知的財産権主管部門に意見を求めることができる。

知的財産権権利者と荷受発送人が税関により差し押さえられた権利侵害疑義貨物について合意に達し、権利侵害疑義貨物に対する差押えを解除するよう関連協議案を添付して書面申請を税関に提出した場合、犯罪の疑いがある場合を除き、税関は調査を終了することができる。

第 28 条 税関は差し押さえた権利侵害疑義貨物に対し調査を実施して貨物が関連知的財産権を侵害しているかどうかの判断ができない場合、その旨を書面にて差し押さえた日から 30 営業日以内に知的財産権権利者と荷受発送人に通知しなければならない。

税関は貨物が関連専利権を侵害しているかどうかの判断ができない場合、荷受発送人は貨物の価値に相当する担保を税関に提供した後、貨物を通過させるよう税関に求めることができる。税関は貨物の通過に同意する場合、本弁法第 20 条第 2 項と第 3 項の規定に沿って処理する。

第 29 条 貨物が関連知的財産権を侵害しているかどうかを税関が判断できない場合、知的財産権権利者は「条例」第 23 条の規定に基づき、権利侵害行為の停止を命ずる措置あるいは財産保全の措置を採るよう人民法院に申請できる。

税関は権利侵害疑義貨物を差し押さえた日から 50 営業日以内に、人民法院からの関連貨物の差し押さえに関する協力要請の書面通知を受け取った場合、これに協力しなければならない。人民法院からの差し押さえに関する協力要請の通知を受け取っていない場合、あるいは知的財産権権利者が関連貨物の通過を税関に求めた場合、税関は貨物を通過させなければならない。

第 30 条 税関は権利侵害貨物の没収決定を下した場合、以下の既知の状況を書面にて知的財産権権利者に通知しなければならない。

- (1) 権利侵害貨物の名称と数量
- (2) 荷受発送人の名称
- (3) 権利侵害貨物の輸出入申告日、税関の差し押さえ日と処罰決定の効力発生日
- (4) 権利侵害貨物の発送地と到着地
- (5) 税関より提供できる権利侵害貨物に関するその他の状況

人民法院あるいは知的財産権主管部門が当事者間の権利侵害に関する紛争を処理する際、輸出入貨物に関する証拠の取り調べを税関に協力要請した場合、税関はこれに協力しなければならない。

第 31 条 税関は個人携帯あるいは郵便によって輸出入される物品が「条例」第 2 条が規定している知的財産権を侵害する疑いがあり、且つ個人使用の範囲や合理的な数量を超えていることを発見した場合、それを差し押さえなければならない。ただし、旅客あるいは郵送品の発送受取者が関連物品の放棄を税関に表明し、かつ税関の同意を得たものを除く。

税関が権利侵害物品に対し調査する場合、知的財産権権利者はそれに協力しなければならない。出入国する旅客あるいは出入国郵送品の発送受取者は税関により差し押さえた物品が関連知的財産権を侵害していない、あるいは個人使用に属すると主張する場合、税関に関連状況を書面にて説明するとともに関連証拠を提供することができる。

第 32 条 輸出入貨物あるいは出入国物品が税関の調査を経て、知的財産権を侵害すると税関により認定された場合、「条例」第 27 条第 1 項と「条例」第 28 条の規定に基づき税関により没収されることになるが、当事者が判明できない場合については、税関が公告を発行した日から 3 カ月を満了した時点で税関により接取される。

輸出入の権利侵害行為に犯罪の疑いがある場合、税関は法に基づき公安機関に移送しなければならない。

第 5 章 貨物の処置と費用

第 33 条 没収された権利侵害貨物に対して税関は以下の規定に沿って処置しなければならない。

(1) 関連貨物が社会の公益事業に直接使用でき、あるいは知的財産権権利者が買い取りの意思を示す場合、貨物を関連公益機関に引渡し社会公益事業に使用し、あるいは知的財産権権利者に有償譲渡する。

(2) 関連貨物が第(1)号の規定に沿って処置できず、且つ権利侵害の特徴を削除できる場合は、権利侵害の特徴を削除した上で法律に従って競売する。その競売金は国庫に納入する。

(3) 関連貨物が第(1)号、第(2)号の規定に沿って処置できない場合は廃棄しなければならない。

税関は権利侵害貨物を競売する際、事前に関連する知的財産権権利者の意見を求めなければならない。税関が権利侵害貨物を廃棄する場合、知的財産権権利者は必要な支援を提供しなければならない。関連公益機関が税

関の没収した権利侵害貨物を社会公益事業に用いる場合、また知的財産権権利者が税関の依頼により権利侵害貨物を廃棄する場合、税関は必要に応じて監督しなければならない。

第 34 条 税関が人民法院の協力要請に応じて権利侵害疑義貨物を差し押さえる場合、又は差し押さえられた貨物を通過させる場合、知的財産権権利者は税関において貨物が差し押さえられた期間中の貯蔵、保管、処置などにかかる費用を支払わなければならない。

税関が権利侵害貨物を没収する場合、知的財産権権利者は貨物が税関により差し押さえられた後に実際の保管期間に基づき貯蔵、保管、処置などにかかる費用を支払わなければならない。ただし、税関が権利侵害貨物を没収する決定を荷受発送人に送達した日から 3 カ月以内に貨物の処置が完了できず、且つその原因が、荷受発送人による行政再審査の申請、行政訴訟の提出、または貨物の処置に関するその他の特殊な原因によるものではない場合、知的財産権権利者は 3 カ月以降の関連費用を支払う必要はない。

税関が本弁法第 33 条第 1 項(2)の規定に沿って権利侵害貨物を競売する場合、競売費用の支出は関連規定に沿って処理する。

第 35 条 知的財産権権利者が本弁法第 34 条の規定に沿って関連費用を支払わなかった場合、税関は知的財産権権利者が提出した担保金から関連費用を差し引くことができ、あるいは担保人に担保義務を履行するよう求めることができる。

税関は権利侵害貨物を没収した場合、貨物の処置と関連費用の清算後に、知的財産権権利者に対し担保金を返還し、あるいは担保人の担保責任を解除しなければならない。

税関が人民法院の協力要請に応じて権利侵害疑義貨物を差し押さえる場合、又は「条例」第 24 条第(1)、(2)、(4)号の規定に基づき差し押さえられた貨物を通過させる場合、荷受発送人は知的財産権権利者が税関に提供した担保について人民法院に財産保全を申請することができる。税

関が人民法院の協力要請に応じて権利侵害疑義貨物を差し押さえる日、又は差し押さえられた貨物を通過させる日から 20 営業日以内に人民法院から知的財産権権利者の提供する担保に対して行った財産保全に関する執行協力要請通知を受け取っていない場合、税関は知的財産権権利者に担保金を返還し、あるいは担保人の担保責任を解除しなければならない。執行協力要請通知を受け取った場合は、税関は執行に協力しなければならない。

第 36 条 税関は「条例」第 19 条の規定に基づき差し押さえた専利権侵害疑義貨物を通過させた後、知的財産権権利者が本弁法第 20 条第 3 項の規定に基づき、税関に人民法院の案件受理通知書のコピーを提出した場合、人民法院の判決に基づき荷受発送人が提出した担保金を処理しなければならない。知的財産権権利者が人民法院の案件受理通知書のコピーを提出しなかった場合、税関は荷受発送人の提出した担保金を返還しなければならない。知的財産権権利者が税関に提出した担保に対し荷受発送人は財産保全を人民法院に申請できる。税関は知的財産権権利者の提供した担保に対して財産保全措置を採るという人民法院からの執行協力要請通知を受け取らなかった場合、荷受発送人の提供した担保金を処理した日から 20 営業日経過後に、知的財産権権利者に担保金を返還し、あるいは担保人の担保責任を解除しなければならない。人民法院からの執行協力要請通知を受け取った場合は、税関は執行に協力しなければならない。

第 6 章 附則

第 37 条 税関は本弁法を参照してオリンピック標識と世界博覧会標識に対し保護を行う。

第 38 条 本弁法でいう「担保」とは、保証金、銀行あるいは銀行以外の金融機関の保証書を指す。

第 39 条 本弁法における貨物の価値は税関が当該貨物の取引価格を基準に審査し確定する。取引価格が確定できない場合、税関は法律に従って貨物の価値を評価確定する。

第 40 条 本弁法第 17 条、第 21 条、第 28 条が規定する税関の書面通知は、直接、郵送、ファクシミリあるいはその他の方法を採用して送達できる。

第 41 条 本弁法第 20 条第 3 項と第 22 条第 1 項の規定する期限は、税関による書面通知の送達日の翌日から計算する。期限の締め切りは以下の規定に沿って確定する。

(1) 知的財産権権利者が郵便局あるいは銀行を通じて税関に書類を提出し、あるいは担保を提供する場合、期限を期日の 24 時までとする。

(2) 知的財産権権利者が直接税関に書類を提出し、あるいは担保を提供する場合、期限を期日の税関通常業務時間の定時までとする。

第 42 条 知的財産権権利者と荷受発送人は本弁法に基づき税関に関連書類のコピーを提出する際、コピーを書類原本と照合し確認しなければならない。誤りが無いと確認された場合、コピーに「原本と照合、相違なし」と記し、署名捺印しなければならない。

第 43 条 本弁法は 2009 年 7 月 1 日から施行する。2004 年 5 月 25 日税関総署令第 114 号により公布された「中華人民共和国税関の『中華人民共和国知的財産権税関保護条例』に関する実施弁法」は同時に廃止する。